

インドネシア政府による活動制限の延長(内務大臣指示および東ジャワ州知事決定)

令和 3 年 6 月 4 日
在スラバヤ日本国総領事館

●東ジャワ州は実施中の社会活動制限を6月14日まで延長しました。

1. 5月31日、ティト内務大臣は、30州の一部の県・市で同日まで実施していた小規模単位の社会活動制限(PPKM MIKRO)について、対象を全34州に拡大するとともに、期間を6月14日まで延長する旨の大臣指示を発出しました。これを受けて、東ジャワ州政府も同様に実施中の社会活動制限を6月14日まで延長しました。

2. 今回の決定では、断食明け大祭に伴う休暇時期と同様に、週末及び祝日・有給休暇取得奨励日に州境・県境・市境をまたぐ移動を行う者は村長や区長の署名付通知の携行が必要となる旨記載されています。他の制限内容に変更はありません。5月31日まで実施されていた制限内容については、5月18日付け当館お知らせ(<https://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/files/100191929.pdf>)をご参照ください。

3. インドネシアにおける新型コロナウイルス対策のための措置は、突然変更される可能性があります。邦人の皆様におかれても、最新の関連情報の入手に努めてください。居住地・活動地の地方政府が定める対象地域や活動制限の内容については、各地方政府の発表等最新の関連情報の入手に努めてください。

4 引き続き感染防止に心がけていただくとともに、外出時には規則遵守にご注意ください。(了)